

第37回芦屋市入札監視委員会議事概要

(様式第2号)

第37回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日 時	平成30年11月16日(金) 14:00~16:00
場 所	南館4階 会議室2
出席者	委員長 松山 治幸 委員 小島 幸保 委員 坂本 幸子 事務局 佐藤副市長 稗田総務部長 坂恵契約検査課長 米村環境課長 三柴主幹(無電柱化担当課長) 尾高建築課長 山下下水道課長 岡本公園緑地課管理係長 契約検査課職員
事務局	総務部 契約検査課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	0 人(一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 議事

- ① 入札・契約手続の運用状況等の報告(平成30年度上半期執行分)
- ② 芦屋市での入札不調・不落の状況について
- ③ 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告(平成30年度上半期執行分)
- ④ 随意契約サンプリング調査結果報告(平成30年度第1四半期・第2四半期調査分)
- ⑤ その他

2 提出資料

- 資料(1) ア 入札状況及び随意契約内容一覧表 平成30年度上半期
(平成30年4月1日~平成30年9月30日)
- イ 契約検査課所管公共工事入札状況 予定価格段階別一覧表
- ウ 契約検査課所管公共工事入札状況 参加業者・落札業者区分別一覧表
- エ 抽出事案①~⑤関係書類(写し)
- 資料(2) 芦屋市入札状況 不調不落発生件数
- 資料(3) 競争入札に係る指名停止等の措置基準適用一覧表(平成30年度上半期分)
- 資料(4) 随意契約サンプリング調査結果報告【平成30年度 第1・2四半期】

第37回芦屋市 監視委員会議事概要

(1) 入札・契約手続の運用状況等の報告（平成30年度上半期執行分）

（質疑・意見）入札中止がやはり多いですね。急ぎの工事等では再度の入札が必要となり、大変なのではないですか。指名業者数が少ないことが原因と考えますか。

（事務局）今年度は入札不調対策として選定基準以上の指名数で実施しています。台風等の災害の影響により、これまで入札不調となっていない案件でも入札不調がみられますので、指名業者数というよりは技術者不足など業界側の原因と考えています。

（質疑・意見）平均落札率については、最低制限価格の改正もあり、徐々に上がってきていますね。

（事務局）あわせて今年度については、少額の案件も多く、利益率も低いために応札額が高くなってしまったものと考えています。

（質疑・意見）再度の入札を実施している案件の中には、予定価格が変わっているものとそうでないものがありますが、何故ですか。

（事務局）開札後、辞退理由を確認していますので、辞退理由において工事内容を見直す必要があった場合については、所管課で再設計して再度の入札を行い、辞退理由が技術者不足など業者の都合であった場合は、指名業者を変更し時期をずらして再度の入札を行っています。

（質疑・意見）入札参加者の辞退理由が、採算が合わないといったもの場合は、事前の見積もりとどこに乖離があると考えますか。

（事務局）積算基準は公表されているものを用いますので、その部分については、乖離はあまりないと考えています。例えば、参加者が積算する際に、工期が短いと判断し人手を増やすことにすれば人件費が上がるでしょうし、手持ち工事が多ければ意欲的に金額を下げることもないと考えます。また、資器材が安価で導入できる場合は応札額も低くなりますので、様々な要素が考えられます。

ただ、今年には特に災害が多く、災害等の対応で遠方にも仕事に出向くことから人手不足となり、他方から補うことで、通常よりもコストがかかり、流動性があるため、時期によっては乖離するということも考えられます。

（質疑・意見）適切に判断して随意契約をしているものと思われるが、減らそうと思えば随意契約を減らすことはできますか。

（事務局）所管課からの随意契約の依頼に対し、契約検査課においても随意契約が適切かどうか確認しながら作業を進めており、入札に付すことが可能な場合は契約方法を切り替えることもあります。内容的に当該業者でしかできない場合や、継続性があるために前業務を受託した業者と随意契約をする等、限定的に実施していますが、昨年度より少し増加しています。

しかし、特定の業者にしかできない場合であっても第三者から見て透明性に欠ける部分もあるため、数年に一度は無理をしてでも一般競争入札や指名競争入札に付しています。結果としては当該業者しか応札はなく実績・経験を理由として、また数年は随意契約をしています。

（質疑・意見）原則としては、競争性を確保することを前提として取り組んでいると考えてよ

ろしいですか。

(事務局) そのとおりです。

(1) ①芦屋市立浜風小学校屋外給排水管更新工事

(質疑・意見) 指名業者数を増やして実施した結果、応札したのは少数だったが落札決定までできた案件ということですね。学校敷地内の工事は内容にもよりますが、作業期間が限られているため、応札しにくい面はありますね。

(事務局) 本件は、大阪北部地震等の影響により技術者が不足している背景もあり、夏休み中に予定していた工事の期間を延長する等、苦心して対応する中でなんとか落札決定まで結びつけることができました。

(1) ②陽光町8街区先横断防止柵設置工事

(質疑・意見) 3者が最低制限価格未満での入札により無効となっていることについて、最低制限価格は事後公表だと思いますが、算定はできるのではないのですか。

(事務局) おっしゃるとおりです。最低制限価格は事後公表ですが、最低制限価格の算定方法は公表しています。

(質疑・意見) 最低制限価格未満で無効となっている3者の入札金額がほぼ同じ金額で、最低制限価格と乖離していることについてはどう考えますか。

(事務局) 設計金額の中の参考見積書により積算する部分で、市の単価の方が業者の仕入れ単価よりも高かったものと考えます。

(質疑・意見) これまで、1つの案件で、このように最低制限価格未満で無効となる業者が複数出るようなことはありますか。

(事務局) 土木工事等で資材の多い工事の場合に、複数の業者が最低制限価格未満で無効となるケースはあります。

(1) ③阪急以南防潮堤線以北(西)公園・街路剪定除草業務委託

(質疑・意見) 相変わらず落札金額が高止まりしています。前年度の落札金額を参考にしているのではないかとのお話もありましたね。

(事務局) 業務委託については、予定価格を公表しておらず、数量に若干の違いがあっても業務内容については毎年変わらないため、各社が積算する際に、前年度の落札金額を参考にしていると考えられます。人件費がほとんどのため、金額を下げての入札は難しいのではないかと考えます。

(質疑・意見) 業務委託の予定価格は非公表ということですが、入札結果は公表していますか。

(事務局) 入札結果は公表しています。

(質疑・意見) 剪定業務の中に、同一の業務で「その1」、「その2」とありますが、どのように分類しているのですか。

(事務局) 時期が異なるものになります。年度の前半と後半の半年毎に区切って発注しています。

(質疑・意見) 「その1」と「その2」で落札業者が同じであるのは何故ですか。

(事務局) 推測にはなりますが、剪定業務については、各エリアで地域の市民からの要望等の対応も業務の中でしている部分もあり、地域住民との関係性や立地により、落札意欲が働いているのではないかと考えます。

(1) ④市内一円人孔蓋調査業務委託

(質疑・意見) 本件も落札率が高い案件ですが、仕様書を基に積算をするとこのような結果になるのでしょうか。先ほどと同様、前年度の落札金額を参考にしているものと考えてよいのでしょうか。

(事務局) 本件については、今年度初めて発注する案件になります。人件費がほとんどを占める案件であり、補助対象のために履行期間の延長ができないことと、市内一円のマンホールを開けて目視で調査していく重労働の要素があることから高落札率になったものと考えられます。

(質疑・意見) 調査をして悪い箇所があればどうするのですか。取り換えるのは別業務となるのですか。

(事務局) そのとおりです。本業務においてデータを集め、優先的にどこから取り換えていくかを計画するための基礎資料となります。

(質疑・意見) 指名業者は市内の業者ですか。

(事務局) 本件は全て市外業者を指名している案件になります。

(質疑・意見) 調査業務では低落札のものも見られたと思うのですが、現在はそのような社会情勢でないと理解すればよいですか。

(事務局) 設計や調査の業務でも落札意欲が高く低落札となる案件はあります。

(質疑・意見) 補助事業ということは他市でも実施しているのですか。

(事務局) 公営企業法の適用状況にかかわらず、下水道施設を計画的に維持・修繕するための補助事業であり、今年を初年度として5カ年の計画を国に提出して補助金により取り組むものになります。初年度として、マンホールの点検を行います。

(質疑・意見) 他市も一斉に行っている事業ですか。

(事務局) マネジメント計画を立てて国に申請した自治体から進めていく事業ですので、本市は他市に先駆けて今年度から実施しています。他市も順次、実施していくものと考えられます。

(1) ⑤芦屋市霊園合葬式墓地等実施設計業務委託

(質疑・意見) 基本設計業務を委託したのはいつですか。そのときは競争入札で発注したのですか。

(事務局) 平成29年度に指名競争入札として実施しました。

(質疑・意見) 基本設計業務を受託した業者が合理的であることを理由に、実施設計業務を単者随意契約できるとなると、何でも随意契約できてしまうのではないですか。合理性は理解できますが、基本設計業務を落札すれば実施設計業務も契約できてしまうことになってしまいます。6号の随意契約は競争入札に付することが不利なものに対するもので、多い例としては、本体工事に付属する工事が発生して、合わせて実施すること

とで工期を短縮できるといったものです。

(事務局) 6号の随意契約は、合理性や経済的優位性を勘案して判断しています。それと合わせて、本件の場合は基本設計業務については入札に付しましたが、霊園の修景計画作成にも携わっていた業者であり、本市の専門的な内容や経過を理解している業者であったので、合理的と判断して6号の随意契約としました。他の案件でも、基本設計業務の段階で関係者と協議を進めながら行う必要があったもので、実施設計を行う場合等、様々な点を考慮し合理的と判断して、6号の随意契約としているケースが多いです。

(質疑・意見) 本件に係る基本設計業務の契約金額はいくらですか。

(事務局) 本日の資料では用意できていません。(後日確認した結果 基本設計業務委託の請負金額：22,140,000円(税込))

(質疑・意見) 本件の金額が高額のため、単純に随意契約として競争性の確保がなくて良いのかという点が気になります。理由を聞くと理解もできますし、合理性もあるとは思いますが。優位性があるのであれば、1者入札という課題はありますが、入札に付しても問題ないのではないのでしょうか。

(事務局) 今後の課題として捉えます。ご意見ありがとうございます。

(質疑・意見) 6号の随意契約については、合理性だけで判断せず、事案によって慎重に検討してください。基本設計と実施設計の関連が密な内容であれば随意契約をすることもやむを得ない場合もあると考えますし、専門的な知識さえあれば、業務の実施が可能な事案は競争入札をするという点を踏まえて検討してみてください。

(2) 芦屋市での入札不調・不落の状況について

(質疑・意見) 辞退対策も検討して実施してきているので、今後も取り組んでください。今季の入札では不調対策として、指名業者数を増やしてきているので、辞退者数が増えることも致し方ないものと考えます。優先すべきは競争性であるので、指名業者数を増やしているのは良い事です。今年度上半期の結果では、まだ従来の結果との比較は難しいですか。

(事務局) 今年度上半期については、案件によっては指名業者数を増やしたことで入札不調の数を減らすことができたと考えています。しかし、今後については、これまで入札不調とならなかった工種でも入札不調となるケースが見られましたので、危惧しているところです。

(3) 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告(平成30年度上半期執行分)

(質疑・意見) 株式会社フジタが2件ありますね。

(事務局) 別の事案のため、2件で計上しています。

(質疑・意見) 期間が重なっていますが、基準に則った措置と考えて良いですか。

(事務局) そのとおりです。

(4) 随意契約サンプリング調査結果報告(平成30年度第1四半期・第2四半期調査分)

(質疑・意見) 第1四半期, 第2四半期ともに公園緑地課が対象ですか。

(事務局) 改善状況を確認するために同じ課を対象とし, 調査員は変更し, 第1四半期の調査後の契約14件を全て確認しました。

(質疑・意見) 50万円未満で不自然に分割している案件はなかったですか。

(事務局) ありませんでした。

以 上